

利用料金

(1) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

※指定訪問看護（看護師・准看護師が行った場合）

		基本単位	利用料	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	看護師	313	3,130円	313円	626円	939円
	准看護師	282	2,820円	282円	564円	846円
30分未満	看護師	470	4,700円	470円	940円	1,410円
	准看護師	423	4,230円	423円	846円	1,269円
30分以上 1時間未満	看護師	821	8,210円	821円	1,642円	2,463円
	准看護師	739	7,390円	739円	1,478円	2,217円
1時間以上 1時間30分未満	看護師	1125	11,250円	1,125円	2,250円	3,375円
	准看護師	1013	10,130円	1,013円	2,026円	3,039円

(理学療法士等が行った場合)

		基本単位	利用料	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
1回20分あたり		293	2,930円	293円	586円	879円

※指定介護予防訪問看護（看護師・准看護師が行った場合）

		基本単位	利用料	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	看護師	302	3,020円	302円	604円	906円
	准看護師	272	2,720円	272円	544円	816円
30分未満	看護師	450	4,500円	450円	900円	1,350円
	准看護師	405	4,050円	405円	810円	1,215円
30分以上 1時間未満	看護師	792	7,920円	792円	1,584円	2,376円
	准看護師	713	7,130円	713円	1,426円	2,139円
1時間以上 1時間30分未満	看護師	1087	10,870円	1,087円	2,174円	3,261円
	准看護師	978	9,780円	978円	1,956円	2,934円

(理学療法士等が行った場合)

		基本単位	利用料	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
1回20分あたり		283	2,830円	283円	566円	849円

※ 理学療法士等が、1日に2回を超えて訪問看護を行う場合、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数となります。

- ※ 理学療法士等が、1日に2回を超えて介護予防訪問看護を行う場合、1回につき所定単位数に50/100を乗じた単位数となります。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者サービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となり、当事業所における一月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービス提供を行った場合は、上記金額の85/100となります。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の(介護予防)訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による(介護予防)訪問看護費は算定せず、別途医療保険による(介護予防)訪問看護の提供となります。

## (2) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は1回につき所定単位数の25/100、深夜の場合は50/100に相当する単位が加算されます。

加算	基本 単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割 負担	2割 負担	3割 負担	
初回加算	300	3,000円	300円	600円	900円	初回のみ
退院時共同指導加算	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円	1回あたり
複数名訪問加算(Ⅰ)	254	2,540円	254円	508円	762円	複数の看護師等が同時に実施した場合 30分未満(1回につき)
	402	4,020円	402円	804円	1,206円	複数の看護師等が同時に実施した場合 30分以上(1回につき)
複数名訪問加算(Ⅱ)	201	2,010円	201円	402円	603円	看護師等が看護補助者と同時に実施した場合 30分未満(1回につき)
	317	3,170円	317円	634円	951円	看護師等が看護補助者と同時に実施した場合 30分以上(1回につき)

- ※ 初回加算は新規に（介護予防）訪問看護計画を作成した利用者に対し、（介護予防）訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定（介護予防）訪問看護を行った場合に算定します。また初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 複数名訪問加算は、複数の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する）、又は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に算定します。